

(様式第2号)

令和2年度第7回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年11月30日(月) 午後1時30分～午後5時30分
場所	東館3階 大会議室1
出席者	委員 小浦 久子, 岡 絵理子 届出者 (1) 立体横断施設(業平町地内外) 申請者 芦屋市 辻都市建設部主幹, 神足都市整備課主査, 高江都市整備課課員 設計者 **氏 (2) 認定こども園(朝日ヶ丘町499番1外) 申請者 **氏 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 畑都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

- (ア) 立体横断施設(業平町地内外)
- (イ) 認定こども園(朝日ヶ丘町499番1外)

イ その他

- (3) 閉会

2 審議経過

- (1) 立体横断施設(業平町地内外)

令和2年11月20日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業として整備予定の再開発ビル, 交通広場及び駅舎などの施設と一体となって都市の玄関にふさわしい景観を構成するデザインを検討すること。
- ・ 立体横断施設上に設置する施設については, 通路幅等に応じた規模, 位置を検討するとともに, JR芦屋駅入口及び再開発ビル入口との接続部における円滑な動線を確保すること。
- ・ グラウンドレベルにおける良好な歩行者空間を創出するため, 交通広場の施設を効率的に配置するとともに, 歩道や再開発ビルに余白を生み出すなど, 開放感のある駅前空間を演出すること。

(2) 認定こども園（朝日ヶ丘町499番1外）

令和2年11月20日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は、東西に細長い敷地形状であるため、壁面の雁行や分節化、適切な素材の選択等の工夫により、道路に面して長大な壁面とならないよう計画すること。とりわけ、交差点から視認性の高い南東角については、圧迫感を軽減するよう工夫すること。
- ・ 計画地が風致地区に指定されていることを鑑み、石積み擁壁を含め、既存の景観はできる限り残すことを基本とし、やむを得ず撤去する場合は、既存の緑豊かな景観の継承に努めること。また、敷地内のオープンスペースや道路後退部分については、効果的かつ十分な植栽配置等の工夫により、可能な限り無機質な空間とならないようにすること。
- ・ 建築物に附属する駐車場は、通りから見えない配置を基本とし、地形や隣接地に対しても配慮した配置及び規模とするとともに、やむを得ず通りから視認できる場合には、十分な修景植栽を施す等通りからの見え方に配慮すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、駐車場アプローチの舗装部分、ゴミ置き場、建築物に附属する塀や柵等の仕上げについても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、材料の質感や色彩を工夫することで、地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。とりわけ、エントランス周りについては、建築物と植栽等が一体となり、表情豊かなデザインとなるよう工夫すること。